

発行所

# 都の空事務局

東京都荒川区南千住5-25-14  
税理士法人 荻野会計事務所内  
TEL 03 (3803) 2328  
FAX 03 (3805) 2069

# 都の空

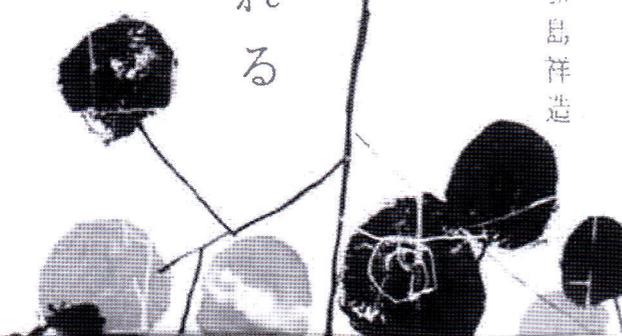
## 加島祥造

(かじま しょうぞう)

1923年、東京・神田生まれ。早稲田大学英文科卒業。米国カリフォルニア州クレアモント大学院留学、帰国後、信州大学、横浜国立大学、青山学院大学女子短期大学で英米文学を教え、1995年より信州・伊那谷で、詩作、墨彩画などの制作を行っている。主な著書に『タオ ヒア・ナウ』（PARCO出版）『タオ—老子』（筑摩書房）、ベストセラーになった『求めない』（小学館）などがある。

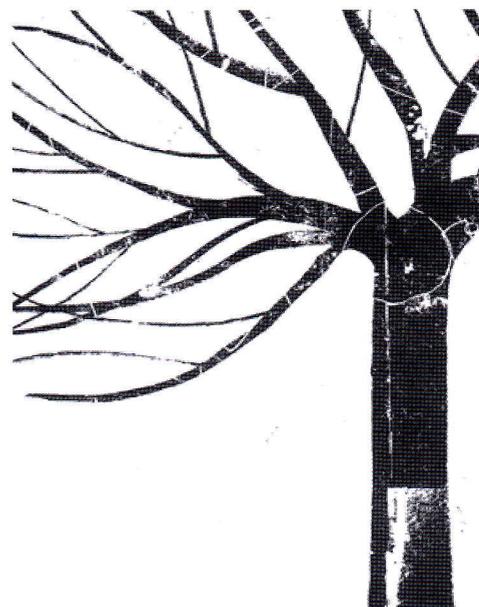
受  
い  
れ  
る

加島祥造



## すると、運命の流れが変わる

大ベストセラー『求めない』から5年——  
90才に近づく著者、渾身のライフワークついに完成！



### 東雲

加島祥造（かじま しょうぞう）氏は、府立三商の九期生です。「都の空」第十一号 平成十九年十二月十五日では、「求めない」がロングセラーとなり、会報で紹介しました。古代中国の思想家 老子に一九九三に出会い、英語からの自由な翻訳を試みてみる。  
今時は、「受いれる」小学館が、発行され、前回同様好評を博しているという。

\*\*\*同書の一部を紹介致します。

### 受けいれる

たとえば  
偶然を受いれる  
すると思いがけない道に  
導かれる  
ときには  
運命を変えるものとなる  
偶然に起きたことや  
偶然にあつた人を  
受けいれる  
それは私たちを  
未知の領域に連れていく  
冒険には  
不安があり  
驚きもある

求めているものだけを選ぶと  
人生のスリルはないよ  
意外な成長もね

\*\*\*素晴らしい先輩ですね。

加島先輩の思想家としての悟りの境地を学び、人それぞれの生活、境遇、処世、人生ですが、貴重な思想、書籍として活用しましょう。

…会長留任のご挨拶…

会長 増田昌弘

第十九期 昭和二十七年卒



平成四年十月に三商会計人会が設立されて今年で創立二十周年を迎えることとなりました。

創立總會の時、私が司会を仰せ付かり、今当時のことを懐かしく思い出しております。

私は今迄に税理士の役職をいろいろ務めてまいりました。

東京税理士会の副会長、東京税理士協同組合の理事長、全国税理士会協同組合の副会長、日本税務研究センターの副所長、日本税理士会連合会の商法対策特別委員会の委員長、税務会計監査事務所健康保険組合の保健施設委員長、東京税理士会日本橋支部の支部長、また試験合格者で組織している東京青年税理士連盟の会長、そして專業税理

士協議会の会長等々を歴任してまいりました。

それぞれの会の役職を精一杯私なりに頑張ってきましたので、それぞれの会の思い出が一杯あり非常に懐かしく感じております。

現在総て勇退し、それぞれの会の顧問、相談役に就任して居ります。

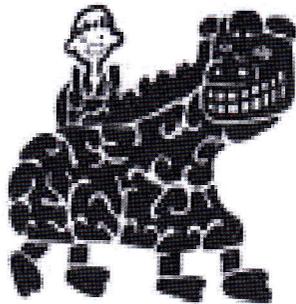
現在現職は、この三商会計人会の会長だけです。私も来年は八十才になります。

本来は勇退したいところではありますが、会のために一生懸命頑張っておられる事務局の荻野さんから「留任しろ」と命令受け、留任することと致しました。

荻野さんには今迄税理士会でいろいろの事をお願いしてまいりました。

頼む時はお願いしておいて頼まれて断つたのでは人間失格だと考えお引き受け致しました。お引き受けしたからは三商会計人会として一体となつて、よりよい公認会計士制度、よりよい

税理士制度に向けて頑張るとともに我が母校都立三商に少しでも貢献していきたいと考えておりますので、今後共会員諸兄のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



おめでとうございます

八十才を傘寿(さんじゅ)と云われ、八十がかさに似ていることからこう呼ばれています。

# 三商会計人会事務局

〒116-0003 東京都荒川区南千住5丁目25番14号

税理士法人 荻野弘康事務所内

TEL (3803) 2 3 2 8 番

FAX (3805) 2 0 6 9 番

## 落日の 百年企業

同窓会顧問

柴 崎 晴 雄

(二十五期卒)

四年前の九月十五日は百年に一度の経済危機の発端要因となつたリーマン・ショックから満四年の厄日である。この世界的金融危機を引起した原因は、①サブプライムローンの急増を米金融監督官庁が放置（金融緩和の長期化）していたことによる巨額の損失発生、②経営陣への巨額報酬制度、③複雑な証券化商品に対する規制の欠如が指摘された。

我が国の産業界はこれまで数々の危機（ニコソンショック、石油危機、バブル崩壊、大震災）の試練に遭遇しても、回復努力により克服してきた。しかしリーマン・ショックの後には為替の問題や新興国の経済減速懸念から輸出が低迷して、貿易収支の経常赤字は避けられそうもなくなった。失われた二十年が「失われた三十年」に入るのか。

### 企業の盛衰と神話の崩壊

この破綻したリーマン社の事業権益と人材を買収したのが野

村ホールディングスであった。次いで欧州債務危機が発生、リスクを取った失敗から、結果として自ら墓穴を掘る羽目に陥りそうだ。いま、天下の野村の経営陣は「企業の公募増資に絡むインサイダー疑惑」の発覚が証券市場を賑わしている。野村だけでなく大手証券の一角の他の数社でもある。それだけでなく主要企業の粉飾事件や投資詐欺事件などの不祥事が頻発しているなか、手引きしたのは元野村証券マンらであったとの報道で、証券最大手の野村は厳しい立場に追い込まれている。監督官庁（金融庁）が野村ホールディングスに対して何らかの行政処分を出すのではと伝えられている。この様な経営環境の下で、この度の増資インサイダー事件を契機にするまでもなく、後述の通り、野村は過去にも指摘された事件は少なくない。コンプライアンスの欠如とか情報管理体制の不備を問われているが、メガバンクとの再編も囁かれ始め

た同社の先行きが案じられている。この八月に入り、日本市場への信頼が懸念されるとして当局が動き出した事実は無視できない。これまで経済犯罪から信用失墜を招き、破綻を招いて消え去った企業が後を絶たない。

百年企業が数々ある中でも、ソニーの如く、創立して百年に満たなくても「神話が崩れつつある」と云われ始めている。「八九五年、日清戦争の勝利後、多くの起業があつて、現在でも基幹産業として永続している。当時、商法がまだ未整備であったから、主務官庁（農商務省として、築地（現・新橋演舞場）にあつた。）の行政指導で、会社定款に「企業の存続期間は満五十年とする」と明記していたとすれば各社は五十年経つたとき解散して廃業しろと云わんばかりであった。

事實は、五十年後の相当年次は昭和二十年、云うまでもなく大東亜戦争で大日本帝国は敗戦国となつた。そしてGHQによる戦後改革により、財閥解体、過度経済力集中排除法の適用などで、結果的には定款に規定した通り「会社の存続期間五十年」

を文字通り実行させられ、社名変更、分割等の変革が行われた。従つて存続各社はこの条項を定款から削除した。

### 歪められた

#### 株主提案権の乱用

「野村ホールディングス」の定時株主総会（去る六月二十七日開催）に、前代未聞の株主提案権が行使された。東京電力をはじめとする電力各社に於いても「衰退産業の道を歩んでいる」実情から、社員の高待遇への異議についても、厳しい議案提案があつたようだ。

昭和五六（一九八一）年の商法（現・会社法）改正で導入された株主提案制度は、株主が一定の要件を備えれば株主総会へ議案を提起できた。要件とは総議決権数の一%以上もしくは三百個以上の議決権（当時の単元株が一千株の上場企業が多数であつた時は、三十万株以上）を引き続き六ヶ月以上持続すること。提案株主の主たる行使目的は、自ら経営陣に参画意欲を持ちたいとか、利益処分案（現・剰余金処分）で増配要求が狙いである等が通例であつた。

今回の野村の総会に提起された株主提案の理由を見た限りに於いては、これほど低次元な議案提案は常識を逸脱している。提案者は一人株主に過ぎないが、天下の野村ホールディングスが定時総会の議案作成にあつて、事前に件（くだん）の株主との対話をもつてすれば最悪の事態は避けられたのでは？ IR不足が招いたことに起因している。

こうした場合、株主提案者の提案理由は原文で記載されることから、通例では被提案（会社）側としては「取締役会の意見：本議案に反対します。」と記載し、一株主の議案提案を議場で会社側の反対多数で否決することとしている。提案株主は、単なる売名行為または議事を攪乱する目的（嫌がらせ）のケースが多く、たぶん他意があつての行動が想定される。

例えば営業取引で売却損を被つた場合のクレーム、これが転じて所有株式の買取請求訴訟（または損害賠償訴訟）に持込む等が考えられる。東京地裁などの法廷各室では、当時、原告が個人株主で被告が野村証券の

訴訟件数が軒並みであったほか、証取委の審決も多数明示された。(別件の会社関係訴訟事件で、私も地裁の法廷へ被告代理人として何度か臨場した経験あり。顧問弁護士から、絶対に勝訴間違いなく帝国劇場の芝居見物のつもりで出廷を促された。本件については次号で詳細な経緯談を披露致したし。法廷通いの時、裁判所地下食堂のランチ(ラーメン)の美味かった記憶を忘れていない。)

### 日常のIR活動が大切

さて、野村の株主提案に話題を戻すと、原則として提案書の全文を総会議案書に掲載することとされていることから、会社提案議案は第一号議案のみで、第二号議案から実に第十九号議案まですべて「定款一部変更の件」とし、全八ページに及んでいる。但し、提案株主名の記載はない。(個人一名)提案者の内容としては、定款

の各逐条毎にケチの付け処を百件に及び、その内、十八議案に焦点を当て、目的事項の追加、役員報酬の制限、増資の方法、情報の開示など関心のポイントが良しとしても、提案理由が実に幼稚拙劣(お笑いを誘う)であること。説得力と迫力に乏しく、受けて立つ会社側もよい恥さらしになったのは気の毒と云えよう。提案(抜粋)の一部は左の通り。(原文のまま)

- ・商号変更 野村ホールディングス ↓ 野菜ホールディングス(ヘルシーを重視)
  - ・株主総会の議事運営 ↓ 議事リハーサルの情報の開示
  - ・役員呼称 取締役会長 ↓ グループ長として定款に明記
  - ・ 〃 取締役 ↓ クリスタル役(いい加減な呼び方で良しとする)
  - ・発行可能株式数(授權資本) ↓ 六百億株は多すぎ、増資すれば株価さらに下落
  - ・日常の基本動作の見直し ↓ 社内の便器を和式とし下半身強化(踏ん張りどき)
  - ・投資先の制限 ↓ 東電、関電に対する融資、投資を禁ずる
- しかし、個人投資家的には大いに賛同したい提案が二件含まれている。
- ・今後の増資方法 ↓ 公募によらずライツ・イシュー(株主割当増資)のみにより、公募の場合は株主総会の要決議(昔は新株式発行は総会の要特別決議であった)
  - ・取締役、執行役の責任軽減 ↓ 高額で雇い入れた元リーマンの人材を見切る

東証では、増資による株主利益の希薄化減少のためには、ライツ・イシューの活用を容易にするための事務的整備を株主名簿管理人(信託銀行の証券代行部)に要請している。このことは株主を無視した公募増資を抑制する効果が望まれるからである。

### 証券界の体質改善が問われる

インサイダー取引から筆をすすめたが、昭和六三(一九八八)年の証取法改正により刑事罰が科されることになった。特に企業の役員が内部者で違反した場合は、以後の発行会社のエクイティ・ファイナンス(有償増資)が当面(最長五年間)不可能となった。また、内部者としての企業の代表者、その代理人その他の従業員は、内部者として東証へ企業別に届け出ることとされていた。役員個別の事情により株式を売買せねばならぬときは、その事由を事前に届け出たうえで、売買時に内部者である旨を申し出て注文する等の手順を踏む必要があった。

### 証券事故から体質改善は為されたか

大証券は増資インサイダー取引のほかTOB(株式の公開買付け)M&A(企業買収)等の情報インサイダー、加え、平成三年当時、主要顧客(または特別な与党株主)に対する損失保証(補填)が明るみに出て、利益供与事件に発展し、市場の公正制に反した「無償の利益供与禁止」の商法改正(罰則規定の新設)に至った。これら不祥事が起因したことから、平成九年に山一証券の「飛ばし粉飾決算」が発覚、破綻に追い込まれた。現在でもTOBやM&Aの情報は独禁法絡みにも関連してくる。こうした痛みを伴っても、証券界では不正疑惑が絶えず、旧態依然として体質改善が見られぬどころか、常習となっているようだ。

世界のソニー神話が凋落気味との風評のなか、テラコッタ建築様式のひとときわ目立つ日本橋野村証券本社ビルも凋落へ向かうのだろうか、デフレ脱却できないまま、百年企業への神話維持に向け、努力傾注する企業は多い。(完)

## 東京 スカイツリー

同窓会会長

岩 瀬 和 子

(二十六期卒)

五月二十二日に開業した世界一高い電波塔東京スカイツリー三五〇メートルの展望台「天望デッキ」への来場者が、八月一日午前九時前に一〇〇万人に達したそうです。開業七十二日での達成です。初めは完全予約制でしたが、七月十一日から当日券が一日約一万枚販売されました。東京スカイツリータウン開業広報事務局によりますと、商業施設を含む「東京スカイツリータウン」全体では、七月十九日に来場者が一、〇〇〇万人を突破したそうです。

実は私「天望デッキ」に三回昇りました。墨田区では、五月三・四・五日に小・中学生、老人会、身障者が招待されました。私は老人会に入っていました。各で、恩恵にあずかりました。各団体一時間毎に決められていたようです。三日に昇った友人は雨でがっかりしていました。私

の町会は四日の八時でしたが、一面の雲でした。長く居た人は雲の切れ間から少し見えたと言っておりました。同じ日の夕方他の事で五時に昇ることが出来ました。行く時は雨が降っていたのでちよつと心配でしたが、昇る頃は雨が止んで明るかったの期待していました。まだ日が落ちていなかったので、本当に遠くまで見えました。富士山は曇っていて見えず残念でした。葛西の方に小さい虹が見えました。

江戸時代に描がかれた屏風が展示されています。今、見渡せる景色とまるで同じようです。よく想像が出来たなあと驚いてしまいます。一回目に昇った時には想像できない風景でした。

三回目は「天望デッキ」に東武ホテル・レバント東京のレストランがあります。

私の誕生日と同窓会長就任の

お祝に同期の友人が招待してくださいました。

日が落ちると灯りがともり出し、暗くなると、とてもきれいでした。葛西臨海公園の観覧車がきれいで、デイズニールンドの花火がきれいに見えるのじゃないかと思いました。

「天望デッキ」に昇るエレベーターがとてもいいんです、四機あり早くて静かです。

一は春、桜です。二は夏、切り子のガラスで花火です。三は秋、金色の鳳凰です。四は冬、銀色の都鳥です。夏の花火が一番人気だそうです。偶然、夏に三回乗り、桜に乗ってみたので、レストラン帰りは待つて乗りました。

私は毎晩ライトアップを見ていますが、我が家からは雅の紫色がきれみ見えないのが残念です。



## 第二十回定期総会、懇親会開催される

第二十回定期総会、懇親会は、平成二十四年六月十四日(木)午後二時より両国の大関庵で行われ、議案等、出席者の同意により可決されました。

### 次第

- 一、開会挨拶
- 一、会長挨拶
- 一、議事
  - (1) 議長選任
  - (2) 議事録署名人選任
  - (3) 第一号議案 平成二十三年度事業報告書
  - (4) 第二号議案 平成二十三年度収支決算報告
  - (5) 第三号議案 平成二十三年度収支決算監査報告
  - (6) 第四号議案 平成二十四年度事業計画案
  - (7) 第五号議案 平成二十四年度収支予算案
- 一、來賓祝辞 東叟先生。岩瀬同窓会会長。柴崎同窓会顧問
- 一、懇親会
  - (1) 乾杯
  - (2) 会食懇談
- 一、閉会挨拶

### 第1号議案 (平成23年度事業報告)

前年度同様に親睦行事、広報活動、母校の連絡協議等を実施した。

また、会計人会の機関誌「都の空」第15号を関係者の尽力により発行した。

#### 主な活動記録

- 23年06月23日 第19回定期総会
- 23年11月14日 都の空編集会議
- 24年02月09日 賀詞交換会

### 第2号議案 (平成23年度収支報告書)

#### 収支内容

平成23年4月1日～平成24年3月31日まで (単位:円)

収入の部		支出の部	
前期繰越金	1,091,279	総会費等	19,200
会費収入	108,000	機関誌費	99,225
雑収入	13,273	通信費他	20,320
		雑費	3,880
		次期繰越金	1,069,927
計	1,212,552	計	1,212,552

\*定期総会費用 (収入) 12,000 (支出) 19,200 (差引)-7200  
 新年賀詞交換会 15,000 14,390 610

#### 貸借対照表

平成24年3月31日まで (単位:円)

現金	0	次期繰越金	1,069,927
郵便貯金	1,049,767		
振替貯金	20,160		

### 第3号議案 監査報告に関する件

収支報告書について、会計帳簿と証憑書類など突合の結果、適正なものと認めます。

平成24年6月14日

監事 幌足 誠

### 第4号議案 平成24年度事業計画案承認に関する件

1. 会員名簿の整備と加入促進運動を行う。
2. 機関誌「都の空」発行。
3. 財政基盤の強化を図る。
4. 母校三商と連絡協議し、母校発展に寄与する活動を行う。
5. 会員相互の親睦と情報交換を図るため、適切な活動を行う。
6. 母校会計科事業活動について引き続き支援活動を行う。

### 第5号議案 収支予算案承認に関する件

### 第6号議案 役員改選に関する件

#### 貸借対照表

平成24年4月1日～平成25年3月31日まで (単位:円)

収入の部		支出の部	
前期繰越金	1,069,927	総会費	20,000
会費収入	120,000	機関誌費	110,000
雑収入	10,000	通信費他	24,000
		渉外費	10,000
		雑費	3,000
		予備費	1,032,927
計	1,199,927	計	1,199,927

## 校歌

作詞 前田夕暮  
作曲 山田耕筈

一 都の空はあけたり今  
 希望に燃ゆる若きわれら  
 都立第三商業 ここに拠るや  
 日本の富を担ふわれら

二 富岳の雪を望む窓辺  
 理想は高し 若きわれら  
 都立第三商業 ここに居るや  
 都の栄えを築くわれら

三 東都の海の門にありて  
 心は潤し 若きわれら  
 都立第三商業 ここに立つや  
 江戸のほこりを継げるわれら